

◎新潟県告示第515号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び佐渡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和元年10月11日

新潟県知事 花 角 英 世

1 区域の名称

水津(1)急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から19号までを順次結んだ線及び標柱19号と1号を結んだ線に囲まれた区域

佐渡市水津

字石畑

126番 8	1号
126番 1	2号、4号、11号、12号及び19号
126番 7	3号
656番 1	5号
105番 1	6号
126番 1 地先道路敷	13号及び14号
126番 3	15号
126番 6	16号
126番 4	17号及び18号

字ヒハクヒ

104番 1 7号

字岩野尾

129番 2 8号  
127番 9号及び10号